平成２５年（フ）第２９２５号
東京都新宿区高田馬場４丁目16―６―102
債務者　北川　　誠
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９１号
神奈川県大和市深見東３丁目４番９号　ルミエールオギ103
債務者　植田　雅代
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４２号
横浜市南区中村町５丁目319番地３　ワコーレ吉野町ガーデン719号
債務者　花澤　晴道
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８０号
横浜市戸塚区東俣野町1024番地12
債務者　今屋　洋志
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４００号
横浜市南区中里１丁目18番４号　ベルシェ30―101号室
債務者　小出　勇一
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５７号
横浜市鶴見区北寺尾１丁目17番６号　寺尾マンション302
債務者　天田ヒロミ
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６６号
横浜市港北区日吉本町６丁目10番18号
債務者　長末　典子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６５号
北海道旭川市永山６条３丁目１番25号　エルモⅢ207、申立時の住所北海道旭川市４条通11丁目1725番地の５　エーコー第５ビル603号室
債務者　土屋　貴司
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８号
北海道旭川市緑が丘東５条１丁目６番２―48号　道営住宅81Ｒ２―48号室
債務者　小澤　智子（旧姓遠藤・菊田）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９号
北海道旭川市新富２条２丁目５番15号　コーポアカシアＡ
債務者　千葉美治子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６５号
北海道上川郡鷹栖町12線６号６番地
債務者　小林　美佳
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６６号
北海道勇払郡占冠村字中央
債務者　古川　秀子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６７号
北海道旭川市春光４条９丁目６番25号　カサブランカ106
債務者　乙崎　隆生
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６８号
北海道旭川市東光６条１丁目１番６号　武田マンション201
債務者　吉田　英稔
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７０号
北海道空知郡中富良野町暁町１番９号
債務者　碩　　博己
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部